

大学支援フォーラム PEAKS ロゴ使用規則（令和8年4月20日）

（目的）

第1条 本規則は、大学支援フォーラム PEAKS(Leaders' Forum on Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society)（以下「フォーラム」という。）のロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（ロゴの使用）

第2条 ロゴは、大学支援フォーラム PEAKS 規則第8条に規定する、フォーラムの運営を担う内閣府科学技術・イノベーション推進事務局大学改革・ファンド担当室及びフォーラムの事務局を委託された事業者（以下「事務局」という。）が、フォーラムの運営に当たって使用するものである。

2 前項に関わらず、フォーラムに入会した者（以下「構成員」という。）及び構成員が所属する組織（以下「構成員組織」という。）は、次に掲げる場合においてのみ、ロゴを使用することができる。

(1) フォーラムの依頼を受けて実施する講演等において使用する場合

(2) フォーラムの提言等の横展開を行う行事や、当該提言等の内容を踏まえた取組を実行するための行事等において使用する場合であって、事務局がその使用を認めた場合（営利を主たる目的としないものに限る。）

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、大学支援フォーラム PEAKS 規約第1条に規定するフォーラムの設置目的に関する活動において使用する場合であって、事務局がその使用を認めた場合

（使用申請手続）

第3条 構成員又は構成員組織が、前条第2項(2)及び(3)の規定によりロゴの使用を希望する場合は、あらかじめ、活動の概要並びに、ロゴの使用の目的、方法及び期間を記した書面をもって事務局に申し込み、事務局の承認を得なければならない。

2 承認を受けた内容に変更がある場合は、速やかに変更の申請を行わなくてはならない。

（使用の管理等）

第4条 事務局は、ロゴの使用状況を把握するため、構成員及び構成員組織に対して、必要な資料の提出を求めることができる。

2 ロゴの使用に関し、その使用が不適切と認められるときは、事務局は構成員及び構成員組織に対してロゴの使用の中止を命ずることができる。

（ロゴを使用した活動の概要公開）

第5条 構成員又は構成員組織が、第2条第2項(2)及び(3)の規定によりロゴを使用する場合、当該構成員又は構成員組織は、事務局が当該活動の概要及び成果を公開することに同意するものとする。

(ロゴを使用する際の制約)

第6条 ロゴの使用に当たっては、縦横比率及び色の改変はしてはならない。

(改定)

第7条 本規則の改定は、幹事会において決議する。

附則

本規則は、令和8年4月20日から施行する。